

業務説明資料

第1章 委託の概要

1 件名

特記仕様書のとおり

2 履行期限

特記仕様書のとおり

3 履行場所

特記仕様書のとおり

4 概算業務価格（上限）

提案書作成要領のとおり

5 業務背景・目的

特記仕様書のとおり

6 中立性の堅持

受託者は、常に中立性を堅持するよう努めること。

7 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当たっては、公益の安全、環境その他の公益を害することのないよう努めること。

8 不誠実な行為等の禁止

(1)受託者は、礼節を守り、秩序正しく言動及び身だしなみに注意するとともに応接に際しては、親切、丁寧を心掛けて迅速に対応しなければならない。

(2)受託者が委託者の指示に従わない等の不誠実な行為が確認された場合、受託者は委託者からの改善指示に基づき、改善計画を提出し、迅速に改善を図ること。その後、改善が認められなかった場合には、業務責任者等の変更を行うものとする。

9 官公署等への手続き

(1)受託者は、本業務の履行期間中、関係官公署及びその他の関係機関との連絡を保たなければならぬ。

(2)受託者は、本業務の実施にあたり、受託者が行うべき関係官公署及びその他の関係機関への届出等を受託者の責任と負担において、速やかに関係諸法令の定めるところにより行わなければならない。

なお、届出等に先立ち、その内容を事前に委託者に報告しなければならない。また、委託者が行う関係官公署等への手続きの際に協力すること。

(3)受託者は、関係官公署等との協議を必要とする場合又は、協議を受けた場合は、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

(4)受託者は、本業務の実施にあたり、民有地等に立入りを行う場合は、その旨監督員に報告を行い、占用者及び管理者もしくは所有者の承諾を得なければならない。

10 監督員

本委託の監督業務は下水道河川局河川部河川企画課で行う。

11 業務実施体制

- (1)受託者は、プロポーザルにおける提案内容を踏まえた体制（企業・技術者）を速やかに整えなければならない。
- (2)受託者は、本業務を実施するにあたり、関係法令等に基づき、本業務の実施に必要な有資格者を配置すること。
- (3)受託者は、善良なる業務従事者を選定し、秩序正しい業務を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させなければならない。
- (4)受託者は、適正な業務の進捗を図るとともに、そのために必要十分な業務従事者を配置しなければならない。

12 業務従事者名簿の提出

受託者は、本業務の実施にあたり、業務従事者名簿を作成し、速やかに委託者に提出しなければならない。

13 再委託先の届出

- (1)受託者は、業務を第三者へ委託（以下、「再委託」という。）する場合は、業務の履行に先立ち、再委託先の名称、再委託の種類、金額、期間、範囲及び理由並びに再委託先に対する指導方法等について、書面により事前に委託者に届け出なければならない。また、業務の履行期間中に再委託先を変更する場合も同様である。再委託先は、「横浜市中小企業振興基本条例」を踏まえ、市内企業を最大限活用すること。
- (2)受託者は、業務を再委託する場合は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (3)受託者は、業務を再委託する場合は、再委託先との契約において、再委託先を監督するための手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- (4)受託者は、業務を再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、委託者の求めに応じて、その状況を速やかに報告しなければならない。
- (5)委託者は、業務の実施に当たり、著しく不適当であると認められる再委託先について、交代を命ずることがある。この場合、受託者は直ちに必要な措置を講じなければならない。
- (6)受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (7)受託者は、契約の履行において再委託契約を締結した場合は、再委託先の商号または名称その他委託者の定める事項を、速やかに委託者に通知しなければならない。

14 身分証明書の携帯

- (1)受託者は、「業務従事者選定通知書」により身分証明書の交付を受けなければならない。ただし、委託者が認めた場合はこの限りでない。
- (2)腕章については、当該委託の従事者であることが分かる物を受託者で用意し、監督員の承諾を受けること。
- (3)受託者は、本業務を実施している間、身分証明書を常時携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。また、腕章は常に着用しなければならない。
- (4)受託者は、本業務完了後、身分証明書を返還するものとする。

15 地域住民等との協調

- (1)受託者は、業務の実施にあたり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、可能な限り障害の軽減を図り、紛争等が生じないように努めること。
- (2)受託者は、地域住民等から苦情又は要望等があった場合は、遅滞なく委託者に申し出て、その指示を受けるとともに、誠意をもって対応し、その結果を速やかに報告しなければならない。
- (3)受託者は、本委託業務において、どのような理由があっても、地域住民等から報酬又は手数料等を受け取ってはならない。再委託先についても、当該の行為について十分指導監督すること。
- (4)再委託先が前号の行為を行った場合は、受託者がその責を負うこと。
- (5)本業務を実施中に、地域住民等との間に紛争が生じた場合、受託者がそれを解決しなければならない。

16 協力義務

- (1)受託者は、本委託以外の関連業務の受託者と相互に協力し、業務を実施すること。
- (2)受託者は、委託者が自ら又は委託者が指定する第三者が行う調査及び試験等に対して、委託者の指示によりこれに協力すること。

17 工程管理

- (1)受託者は、あらかじめ提出した業務計画書に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2)受託者は、業務の計画と実績に差異が生じた場合は、必要な措置を講じて業務の円滑な進行を図ること。
- (3)その他、必要な報告を行うこと。

18 打合せ及び記録

- (1)受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と密接な連絡をとり、必要な段階で打合せを行うこと。また、その内容については、その都度、打合せ記録簿を作成し、速やかに委託者に提出し、その確認を受けなければならない。
- (2)業務責任者は、委託者との打合せには必ず出席しなければならない。
- (3)受託者は、夏季休暇、年末年始休暇及び大型連休等における緊急時の連絡責任者を定め、緊急連絡表により委託者に事前に報告しなければならない。

19 機材の準備

業務の履行に必要な機材は、受託者の責任と負担において準備しなければならない。現場条件や業務特性等を踏まえ、迅速な対応がとれるよう準備すること。

第2章 安全管理

1 一般事項

- (1)受託者は、本業務の履行にあたり公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止につとめ、「労働安全衛生法」、「航空法」、「小型無人機等飛行禁止法」等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。
- (2)作業中は、気象状況に十分注意を払い、集中豪雨等が発生した場合は、「集中豪雨に対する工事等の安全に関する特記仕様書」（本市ウェブページを参照※1）に従うとともに、直ちに対処できる対策を講じておくこと。

※1 河川工事仕様書等に関する特記仕様書

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/kasenkouji.html>

- (3)事故防止を図るため、安全管理については、業務計画書に明示し、受託者の責任において実施すること。
- (4)万一事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、直ちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、必要な処理を講じること。
- (5)前項の通報後、受託者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により直ちに監督員に届け出ること。
- (6)受託者は、本委託において、各作業を実施する前に作業箇所毎の緊急時連絡体制を明確にし、委託者に報告すること。詳細については委託者と協議の上、決定すること。

2 公衆災害防止

- (1)作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全並びに交通及び流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2)作業現場には、業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人及び車両交通等の安全確保に努めること。
- (3)作業区域内には、交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者の誘導並びに整理を行うこと。
- (4)受託者は、道路上で作業を行う場合、受託者において所轄の警察署で道路使用許可申請を行うとともに、道路使用許可条件を遵守すること。
- (5)神奈川県公安委員会が指定する市内の路線において本業務に配置する交通誘導警備員は、「警備員等の検定等に関する規則」に基づき、交通誘導警備業務検定合格者（1級又は2級）を配置すること（警備業者の警備員とする）。なお、交通誘導警備員の配置について、道路状況等により所轄警察署等の指示があった場合は、委託者と協議し、必要な箇所に配置すること。また、受託者は、交通誘導警備業務検定合格証（写し）を委託者に提出しなければならない。
- (6)作業に伴う交通処理及び保安対策は、本説明資料及びその他公募資料に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (7)前号の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、その協議結果を委託者に報告すること。

第3章 業務内容

1 施工対象

特記仕様書のとおり

2 業務内容

特記仕様書のとおり

3 本業務の特徴・要求する事項

各業務において、導入時に発生するイニシャルコストと保守運用に発生するランニングコストについて明記すること。

特許取得可否について委託者と協議を行うこと（横浜市設計・測量等委託契約約款（令和2年4月）第8条を参考）。

(1)一次調査（データ取得）

- ドローンを使用し、本市管理河川の河道内を点検することを想定している。航空法や小型無人機等飛行禁止法に従い、ドローンの飛行計画を策定した提案を行うこと。
- 離発着場の選定及び無人航空機の飛行に関する許可・承認申請については、地元や交通管理者等との協議を受託者で実施し、委託者に報告すること。また協議に伴う変更点は変更業務計画書を作成すること。
- 写真撮影の手法で提案する場合は、後年度に継続して同一損傷評価ができる手法を提案すること。
- 点群取得の手法で提案する場合は、損傷評価方法を策定した提案を行うこと。また、その精度確保に関しても提案書に記載すること。

(2)二次調査（解析）

- A I 画像解析技術を活用する場合は、一次調査で取得したデータを活用して、損傷位置を特定すること。教師画像データは提案手法で取得することを基本とするが、事前に受託者が有するアプリケーション等で学習済みのものを改良するのは可とする。
- 三次元データ表示ソフトを活用する場合は、使用するソフトウェアに導入出来る情報が分かる提案手法とすること。

(3)システム構築（傾向把握）

- 使用するソフトウェアに導入（格納）出来る情報が分かる提案手法とすること。
- 既存システムとの互換性について、提案書に明記すること（可、不可又は改修すれば可等）。
- 提案手法のシステムが既に構築済みの場合は導入実績が分かる資料を提供すること。導入見込み又は開発中の場合は、導入予定の仕様書又は開発中の仕様書の内、本提案に関する部分を抜粋して提出すること。
- 本市の仮想化プラットフォーム等に構築するシステムか監督員と協議すること。

(4) 河川施設点検項目一覧

施設	チェック個所	チェック項目	不備による発生事象
石積護岸	基礎	露出してないか	護岸崩落
	根固工	露出し、破損してないか	護岸崩落
	石積	目開きはないか	吸出し、管理通路陥没
		クラックはないか	吸出し、管理通路陥没
		はらんでないか	護岸崩落
		破損、欠損はないか	護岸崩落
		流入管廻りの破損はないか	吸出し、管理通路陥没
RC擁壁護岸	護岸	破損、クラックはないか	崩壊
鋼矢板・鋼管矢板護岸	笠コンクリート	破損、クラックはないか	吸出し、管理通路陥没
	護岸	錆の程度	破損
		倒れ、穴、はらみはないか	崩壊
河床	河床	深掘れしてないか (特に護岸付近)	護岸崩落
		植生の程度	溢水
	落差工	破損してないか	河床低下
	床止め・護床	ずれ、浮き、欠損はないか	河床低下
		護岸との間に隙間はないか	深掘れ
	帶工	護岸との間に隙間はないか	深掘れ
	流入管部	護床工の有無、状況	河床低下
親水階段・親水護岸等	水際・河床	深掘れしてないか	水難事故
管理通路	民地側	へこみ、陥没はないか	けが、隣接地沈下
	川側	へこみ、陥没はないか	けが、護岸のはらみ
防護柵	防護柵	高さは十分か	転落事故、けが

対象施設

